

空き家活用を応援する 不動産事業者を追加募集 (神戸市内の事業者限定)

すまいるネット(神戸市すまいとまちな安心支援センター)では、平成27年11月30日より「空き家活用相談窓口」を設け、専門事業者等との連携により、空き家の課題を解決に導き、市場に流通させるための支援体制を築きました。このたび、空き家の課題解決に積極的に取り組む意思のある支援事業者(不動産事業者)を追加募集しますので、ぜひご応募ください。

(兵庫・長田・須磨・垂水地区の相談が多いため、その地区の対応ができる事業者を募集)

☆支援事業者の主な役割

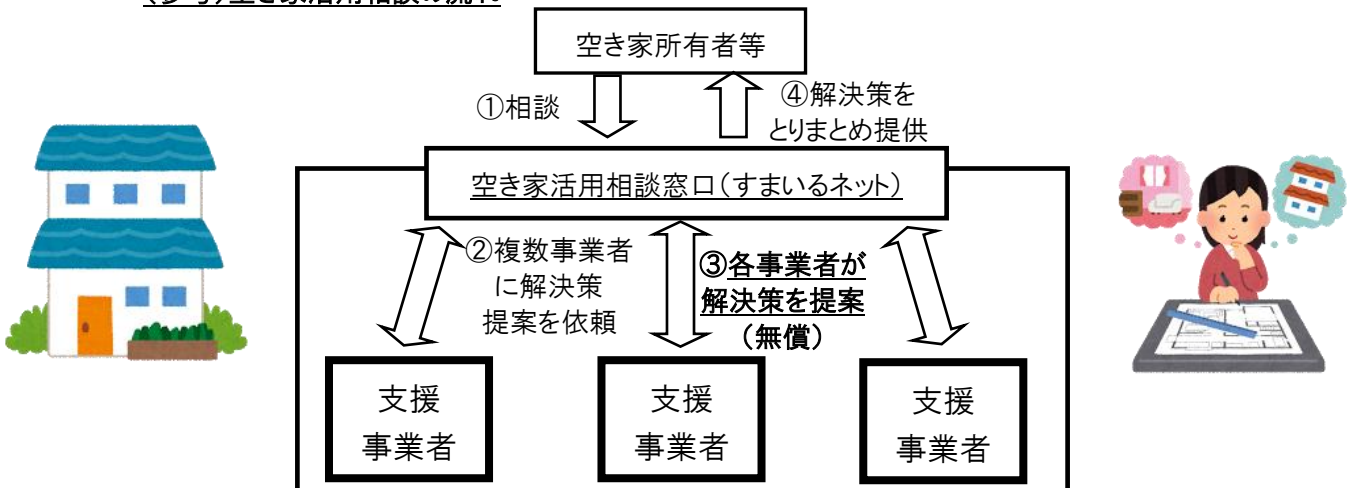
「空き家活用相談窓口」における空き家所有者等からの活用相談に対して、**解決方策の提案等の協力**をしていただきます。(無償)

※下図参照

☆支援事業者の主な条件

- ・神戸市の行う空き家活用等支援に関する取り組み趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・(一社)兵庫県宅地建物取引業協会または(公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員である**神戸市内**の事業者
- ・開業から**2年以上**であること。**業務経験5年以上の宅地建物取引士を有すること**
- ・建築士事務所、建設業者等との連携体制を有し、空き家活用等について総合的に対応できること
- ・すまいるネットや関係行政機関、所属団体に苦情相談が寄せられていないこと

(参考)空き家活用相談の流れ



<申込・お問合せ先>

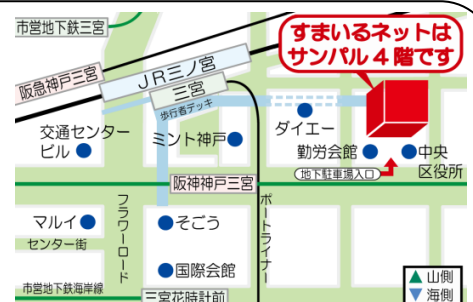
神戸市すまいとまちな安心支援センター すまいるネット(森、加地)

〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル4階

電話：078-222-0186(水曜、日曜、祝日を除く) FAX：078-222-0106

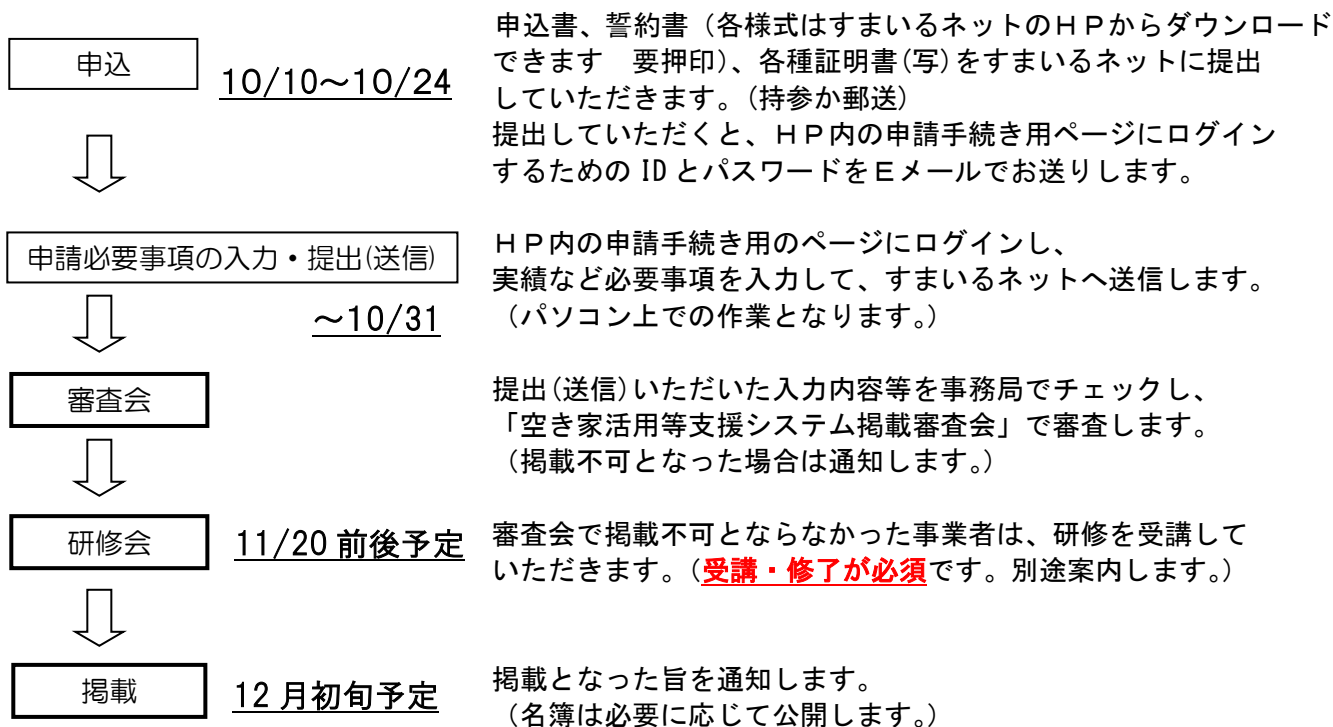
E-mail：kikaku@kobe-sumai-machi.or.jp

HP：<https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/>



■名簿掲載までの流れ

(※インターネット環境をお持ちの事業者の場合。お持ちでない場合はすまいるネットまでお問合せください。)



■掲載期間

掲載日から2年間。以降の掲載については2年ごとの更新手続きが必要となります。

※ 掲載にあたってのご注意

- ・名簿掲載には条件があります。詳しくはすまいるネットHP内の要綱等をご参照ください。
- ・本システムは登録・認定制度ではありません。神戸市、(一財)神戸すまいまちづくり公社、あるいはすまいるネットの登録事業者等を名乗る広報・営業活動を一切禁止いたします。
- ・本システムは神戸市が行う「空き家活用相談業務」の一環として行うものであり、事業者としての取引業務の受注等を約束するものではありません。
- ・本システムの趣旨に基づき、掲載を希望する事業者あるいは掲載事業者の行為に、市民に対する不誠実、あるいは事実と異なるとの疑義がある場合、掲載を拒否、または掲載を取り消します。

「すまいるネット」とは？

神戸市からの委託を受け、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社が運営する「神戸市のすまいの総合窓口」です。

すまいの相談・情報提供・普及啓発や、神戸市のすまいに関する補助事業の受付窓口など様々な業務を行っています。

